

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>別紙様式第2号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日作成 住 所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日備付 労働金庫名</p> <p style="text-align: center;">理 事 長 氏 名 印</p> <p>[表略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる会計方針に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">[①～⑩ 略]</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑪</u> 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑫</u> [略]</p> <p><u>⑬</u> 次に掲げる会計上の見積りに関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額</p> <p style="padding-left: 2em;">③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内</p> | <p>別紙様式第2号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日作成 住 所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日備付 労働金庫名</p> <p style="text-align: center;">理 事 長 氏 名 印</p> <p>[同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p style="padding-left: 2em;">[①～⑩ 同左]</p> <p style="padding-left: 2em;">[加える。]</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>⑪</u> [同左]</p> <p style="padding-left: 2em;">[加える。]</p> |

容に関する理解に資する情報

(4) [略]

[削る。]

(5) 金融商品に関する事項

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
- ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。）

(6)~(26) [略]

[2. ~ 9. 略]

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

[加える。]

(5)~(25) [同左]

[2. ~ 9. 同左]

別紙様式第3号（第21条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）損益計算書
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫名
理 事 長 氏 名 印

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

7. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。

- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

8. ～12. [略]

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第3号（第21条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）損益計算書
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫名
理 事 長 氏 名 印

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～6. 同左]

[加える。]

7. ～11. [同左]

12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第6号(第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名 印

[表略]

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑩ 略]

⑪ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

⑫ [略]

⑬ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

⑭ [略]

⑮ 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑯～㉒ [略]

[2. ～9. 略]

別紙様式第6号(第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名 印

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑩ 同左]

[加える。]

⑪ [同左]

[加える。]

⑬ [同左]

⑮ 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑯～㉒ [同左]

[2. ～9. 同左]

別紙様式第7号（第21条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで） 損益計算書
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名 印

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

7. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

8. ～12. [略]

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下 13.において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下 13.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第7号（第21条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで） 損益計算書
年 月 日作成 住 所
年 月 日備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名 印

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～6. 同左]

[加える。]

7. ～11. [同左]

12. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下 12.において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下 12.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第9号（第113条第1項関係）（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（労働金庫名）

（所在地）

殿

年 月 日

（労働金庫名）

（理事長）氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第1～第5 略]

（記載上の注意）

[1. ～5. 略]

第1 [略]

第2 貸借対照表

[表略]

（記載上の注意）

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑩ 略]

⑩ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

別紙様式第9号（第113条第1項関係）（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（労働金庫名）

（所在地）

殿

年 月 日

（労働金庫名）

（理事長）氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第1～第5 同左]

（記載上の注意）

[1. ～5. 同左]

第1 [同左]

第2 貸借対照表

[同左]

（記載上の注意）

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑩ 同左]

[加える。]

⑫ [略]

③ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

④ [略]

[削る。]

⑤ 金融商品に関する事項

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
- ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。）
連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

⑥～⑳ [略]

[2. ～9. 略]

第3 損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

⑪ [同左]

[加える。]

③ [同左]

④ 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[加える。]

⑤～⑳ [同左]

[2. ～9. 同左]

第3 損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

7. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。

8. ～13. [略]

[第4・第5 略]

[1. ～6. 同左]

[加える。]

7. ～12. [同左]

[第4・第5 同左]

別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係) (日本産業規格 A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の

とおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1. ~4. 略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1. [略]

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑩ 略]

⑪ 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係) (日本産業規格 A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の

とおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1. ~4. 同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

1. [同左]

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①~⑩ 同左]

[加える。]

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

⑫・⑬ [略]

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) [略]

[削る。]

(5) 金融商品に関する事項

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）
- ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫にあつては、当該事項を省略することができる。）

(6)~(22) [略]

[2. ~ 8. 略]

3. (年 月 日から) 連結損益計算書
年 月 日まで)

[表略]

(記載上の注意)

1. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除

⑪・⑫ [同左]

[加える。]

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

[加える。]

(5)~(21) [同左]

[2. ~ 8. 同左]

3. (年 月 日から) 連結損益計算書
年 月 日まで)

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

く。)を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない労働金庫以外の労働金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2. ～ 8. [略]

4. [略]

1. ～ 7. [同左]

4. [同左]

別紙様式第10号(第113条第1項関係) (日本産業規格A4)

業務報告書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)
(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次

のとおり報告いたします。

業務報告書
目 次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1. ～5. 略]

第1 [略]

第2 貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑩ 略]

⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

別紙様式第10号(第113条第1項関係) (日本産業規格A4)

業務報告書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)
(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次

のとおり報告いたします。

業務報告書
目 次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1. ～5. 同左]

第1 [同左]

第2 貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑩ 同左]

[加える。]

⑫ [略]

③ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

④ [略]

⑤ 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑥～⑳ [略]

[2. ～9. 略]

第3 損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

7. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に

⑪ [同左]

[加える。]

③ [同左]

④ 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑤～⑳ [同左]

[2. ～9. 同左]

第3 損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～6. 同左]

[加える。]

は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

8. ～13. [略]

[第4～第6 略]

7. ～12. [同左]

[第4～第6 同左]

別紙様式第10号の2 (第113条第2項関係) (日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

の

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1. ~4. 略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1. [略]

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑩ 略]

⑪ 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

別紙様式第10号の2 (第113条第2項関係) (日本産業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長) 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

の

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1. ~4. 同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

1. [同左]

2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①~⑩ 同左]

[加える。]

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

⑫・⑬ [略]

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)~(21) [略]

[2. ~7. 略]

3. (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
年 月 日まで

(記載上の注意)

[略]

(1) 連結損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

1. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
 - (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

⑪・⑫ [同左]

[加える。]

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)~(20) [同左]

[2. ~7. 同左]

3. (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
年 月 日まで

(記載上の注意)

[同左]

(1) 連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

は、記載することを要しない。

2. ～8. [略]

(2) [略]

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

[表略]

(記載上の注意)

1. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2. ～10. [略]

11. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10. の注記と併せて記載することを妨げない。

4. [略]

5 [略]

1. ～7. [同左]

(2) [同左]

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

1. ～9. [同左]

10. 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記9. の注記と併せて記載することを妨げない。

4. [同左]

5 [同左]

備考 表中の [] は注記による。